

平成十四年政令第二百五十七号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令
内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生緊急整備地域）

第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 地域 (Area). The table lists various urban regeneration areas across different wards and districts of Tokyo, such as Chiyoda Ward, Chiyoda District, and various city wards like Nakano, Saitama, and Tokyo.

<p>名古屋 名古屋港区の区域のうち、市道東海橋線との交差点を起点とし、順次同市 臨海地道、市道中川運河東線、市道中川運河東線支線第三十九号線、市道港北東西第二十二号線、 市道港北東西第二十三号線及び市道江川線を起点とする道路の中心線に囲まれた区域</p>	<p>分二秒・一七の地点まで引いた線、市道南二―三十四号線、市道南二―百五十六号線、 市道南二―百八号線、主要地方道新渕黒埼インター併線、市道南五―五十二号線、市道南 五―四号線、市道南五―十三号線、市道南二―九十一号線、北緯三七度五四分四秒・五 九東経一三九度三分五四秒・四六の地点から北緯三七度五四分四秒・〇九東経一三九度 三分五四秒・五三の地点まで引いた線、市道南二―六十八号線、市道南一―十九号線、市 道南一―十七号線、市道南一―十八号線、市道万代沼垂線及び市道南一―十二号線を起点 とする線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域、万代三丁目目の区域並びに 万代島の区域</p>	<p>新渕市中央区の区域のうち、市道大川前通西湊町通線と市道西大畑町株川通線との交 差点を起点とし、順次同市道、市道中央三―十六号線、一般国道百十六号線、市道護国神 社線、市道一番堀通入船線一―号、市道川端町東堀通線、信濃川の西側端線、北緯三七度 五五分四秒・六五東経一三九度三分二一秒・六七の地点から北緯三七度五五分五秒・一七 東経一三九度三分二一秒・六六の地点まで引いた線、市道中央三―十九号線、市道川端 町入船線一―号、市道中央三―九十四号線及び市道大川前通西湊町通線を経て起点に至る 線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域</p>	<p>福井駅 福井市の区域のうち、大手二丁目及び三丁目、中央一丁目、日之出一丁目（市道東部二― 周辺地七号線の北側端線以北の区域を除く。）及び二丁目（一番、二番、八番、九番、十二番及び 十三番に限る。）並びに手寄一丁目（一番から十五番まで及び二十番に限る。）の区域並び にこれらの区域に介入する道路の区域</p>	<p>岐阜駅 岐阜市の区域のうち、市道長住町二丁目加納大手町線と市道長住町線との交差点を起点とし、 北・柳し、順次同市道、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、東海旅客鉄道 ヶ瀬通東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線及び市道長住町二丁目加納大手町線を経て起点に至る 周辺地道路又は鉄道の中心線に囲まれた区域</p>	<p>岐阜市の区域のうち、一般国道二百五十六号線と市道若宮町線との交差点を起点とし、順 次同市道、県道岐阜羽島線、一般国道百五十七号線及び一般国道二百五十六号線を経て起 点に至る道路の中心線に囲まれた区域</p>
--	--	---	--	--	--

<p>名古屋市港区の区域のうち、一州町（一番三、一番十一から一番十三まで及び七十八番か ら八十番までに限る。）の区域</p>	<p>名古屋市港区の区域のうち、野跡二丁目（十七番、十八番及び十九番一から十九番四まで に限る。）三丁目（一番一から一番七までに限る。）及び四丁目（市道稲永公園線及び市道 庄内川岸線の区域並びに市立稲永公園以西の区域を除く。）の区域</p>	<p>名古屋市中港区の区域のうち、北緯三五度三分五秒・七二東経一三六度五十一分七秒・四四の 地点を起点とし、順次港湾道路ロサンゼルス大通の南側端線、臨港道路南京大路の東側端 線、臨港道路メキシコ大通の北側端線、北緯三五度二分四秒・八六東経一三六度五〇分 四三秒・四九の地点から北緯三五度二分四秒・一七東経一三六度五〇分四四秒・七四の 地点まで、同地点から北緯三五度二分四秒・二九東経一三六度五〇分五〇秒・九六の地 点まで及び同地点から北緯三五度二分三秒・五七東経一三六度五二分四秒・四三の地点 までそれぞれ引いた線、海岸線並びに北緯三五度二分三秒・八〇東経一三六度五二分六 秒・八〇の地点から北緯三五度二分四〇秒・四八東経一三六度五一分三秒・九七の地点ま で、同地点から北緯三五度三分三秒・九五東経一三六度五一分九秒・九〇の地点まで及び 同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>中部国 常滑市の区域のうち、セントレア一丁目及び三丁目から五丁目までの区域（常滑市都市計 画において市街化区域として定められた区域に限る。）</p>	<p>常滑市の区域のうち、名古屋鉄道常滑線の西側端線と市道二―千二号線の中心線との交差点 を起点とし、順次同市道、多屋町三丁目及び鯉江本町一丁目及び鯉江本町三丁目との境界 線、りんくう町一丁目と鯉江本町三丁目及び鯉江本町四丁目との境界線、市道新開町線の 北側端線、市道二―千六十四号線の中心線、市道鯉江本町線、鯉江本町三丁目目五 十三番三と同日目五十三番一との境界線及び同線を延長した線、同日目五十三番二と同日 目五十三番一との境界線、同日目四十二番一と同日目六番との境界線、同日目七十二番一及 び同日目七番一と同日目四十七番との境界線、同日目七番一と同日目五十番との境界線、 同日目七番六と同日目六番二との境界線、同日目七番三と同日目六番三との境界線、鯉江 本町二丁目九十九番と同日目百六番との境界線並びに名古屋鉄道常滑線の西側端線を経て 起点に至る線に囲まれた区域並びにりんくう町一丁目から三丁目までの区域（常滑市都市 計画において市街化区域として定められた区域に限る。）</p>	<p>京都駅 京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交差点を起点とし、 周辺地順次同府道、市道安寧線二―号線、市道梅津線一―号線、市道塩小路通、府道七条大宮四ツ塚 線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津東山七条線、市道千本通、市道朱雀線一―号線、 市道中堂寺経八号線、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺 北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五と 同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神 通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条線二―号線、市道西七条線七号線、府道梅津東 山七条線、市道新千本通の東側端線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二 十四及び同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小 路日影町一番二十七、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番二十五、同区 梅小路日影町一番二十一との境界線、同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路日影町一番 及び同区梅小路頭町一番九及び同区梅小路頭町一番七との境界線、同区八条源町一番二と同区 八条源町一番二との境界線、同区八条源町一番七との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、市道安寧線六号線、 一般国道一―号線、市道東寺通、市道新新通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場 線、市道八条通、市道南第三緯一―号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境 界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に至る線（市道新千本通及び市道梅小路通以外の</p>
--	--	--	---	--	--

道路、一般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域

京都府京都市南区及び伏見区の区域のうち、市道新町通と市道京都環状線との交差点を起点とし、部油小順次同市道、近畿日本鉄道京都線、市道久世橋通、京都市計画道路路広路四号油小路通の路通沿西側端線に相当する線、鴨川、市道上鳥羽竹田線、府道南インター竹田線、市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の線、市道新城南宮道、市道中島経十四号線、市道竹田経十四号線、市道下鳥羽経七十八号線、市道丹波橋通、京都市公共下水道洛南三三三号幹線の中心線に相当する線、市道観月橋横大路線、東高瀬川、府道伏見向日線、市道竹田経十六号線、市道新城南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側の線、市道竹田出橋通、近畿日本鉄道京都線、鴨川、市道洛南経十一号線、市道洛南経十号線及び市道新町通を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路、鉄道又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域

大阪府大阪市都島区、東成区、城東区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号线との交差点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小學校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道恵美須町城東線、都島区と中央区との境界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分七秒・一七の地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分九秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分二一秒・六五の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分二一秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分二一秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分二一秒・二六の地点まで及び同地点から北緯三四度四分四秒・一五東経一三五度三分二一秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同丁目十番三との境界線、同丁目十七番四と同丁目十六番三との境界線及び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区鳴野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区鳴野西二丁目と同区森之宮二丁目及び同区森之宮一丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線（市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域

大阪府大阪市福島区の区域のうち、福島一丁目区域（市道曾根崎川北岸線以南で府道大阪伊丹周辺・線以東の区域に限る。）並びに福島六丁目及び七丁目区域（大阪駅大深西部地区土地画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に限る。）

大阪府大阪市福島区の区域のうち、福島一丁目区域（市道曾根崎川北岸線以南で府道大阪伊丹周辺・線以東の区域に限る。）並びに福島六丁目及び七丁目区域（大阪駅大深西部地区土地画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に限る。）

堂筋周 大阪市西区の区域のうち、市道南北線以東の区域

辺地域 大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西部地区土地画整理事業の施行区域に限る。）、茶屋町、芝田一丁目及び二丁目、大深町、角田町、小松原町、曾根崎二丁目並びに梅田一丁目から三丁目までの区域並びに西天満一丁目から四丁目まで、曾根崎新地一丁目及び二丁目、堂島一丁目から三丁目まで、堂島浜一丁目及び二丁目並びに中之島一丁目から六丁目までの区域（市道裁判所東筋線、市道鳥居筋線及び府道恵美須南森町線以西の区域に限る。）

大阪府中央区の区域のうち、府道恵美須南森町線以西で府道大阪枚岡奈良線及び市道難波境川線以北の区域

難波・湊町地 大阪府浪速区及び中央区の区域のうち、市道浪速区第九千三十三号線と市道南北線との交差点を起点とし、順次同市道、一般国道二十五号線、府道高速大阪池田線、市道浪速区第九千四十八号線、市道浪速区第九千五十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に至る道路の中心線（市道南北線にあっては、その北側端線）で囲まれた区域

大阪府浪速区の区域のうち、湊町一丁目（一番を除く。）及び二丁目並びに元町二丁目（市道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。）の区域

新大阪 大阪府東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交差点駅周辺を起点とし、順次同府道、北緯三四度四分一七秒・三一東経一三五度三分一三秒・九三の地点から北緯三四度四分一八秒・〇二東経一三五度三分一〇秒・四一の地点まで引いた線、市道淀川区第九千二百八十三号線、市道淀川区第九千二百八十五号線、市道淀川区第九千二百八十一号線、市道淀川区第九千七百一十一号線、市道十三吹田線及び市道西淡路南方線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

阿倍野 大阪府阿倍野区の区域のうち、阿倍野筋一丁目及び二丁目、旭町一丁目及び二丁目並びに松崎町二丁目（三番及び十番に限る。）の区域（大阪都市計画道路I・一・二尼崎平野線の北側端線に相当する線以南で大阪都市計画道路路三・二・七金塚南北線の西側端線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域

大坂コ 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

スモエス 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

クエア 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

駅周辺 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

地域 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

堺東 堺市堺区の区域のうち、北花田口町一丁目から三丁目まで、南花田口町一丁目及び二丁目、北瓦町一丁目及び二丁目、中瓦町一丁目及び二丁目、南瓦町（市道翁橋三号線の中心線以西の区域を除く。）並びに三国ヶ丘御幸通（四十九番、五十九番一、七十七番二、八十一番二、八十三番一から八十五番まで及び八十六番二並びに北緯三四度五七分三一秒・九四東経一三五度四分八分四三秒・〇七の地点を起点とし、順次市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘一号线の中心線並びに南瓦町、新町、一条通、五月町、榎元町二丁目及び榎元町一丁目と三国ヶ丘御幸通との境界線を経て起点に至る線）で囲まれた区域を除く。）の区域

千里中 豊中市の区域のうち、新千里東町一丁目（一般国道四百二十三号線及び府道大阪中央環状線を除く。）の区域

辺地域 大阪府住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

<p>高槻駅 高槻市の区域のうち、府道伏見柳谷高槻線と府道西京高槻線との交差点を起点とし、順次 周辺地 同府道、高槻都市計画道路三・五・二十古曾部西冠線の西側端線に相当する線、市道安満 新町天神線の北側端線、市道高槻駅前線、西日本旅客鉄道東海道本線の南側端線、市道高 槻駅松原線の北側端線、市道大槻町一線、市道北園町九線、市道阪急北側線及び府道 伏見柳谷高槻線を経て起点に至る線(都市計画道路、市道安満新町天神線及び市道高槻駅 松原線以外の道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>	<p>枚方市 枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境 駅周辺 界線を延長した線と天野川との交差点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の 地域 西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同日目三百 番十五との境界線並びに同線を延長した線、同日目二百八十二番一と同日目二百八十五番二 との境界線、同日目二百八十二番五と同日目二百八十五番一及び同日目二百八十五番二 との境界線並びに同線を延長した線、府道京都市口線の南側端線、市道新町岡南一線の南 西側端線及び同線を延長した線、市道岡本町三矢一線の南側端線、府道枚方茨木線の南 側端線、市道岡東山之上東一線の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部 区画一線線の南側端線、市道中部区画一線線の東側端線並びに大垣内町三丁目千七百一十一番 一、同日目千七百一十一番二及び同日目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界 線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線(河川にあつては、その中心線)で囲まれ た区域</p>	<p>神戸ポ ートア イラン ド西地 神戸都 神戸市中央区の区域のうち、港島一丁目、港島中町八丁目及び港島南町一丁目から七丁目 心・臨し、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、 海地域 市道若菜神戸駅線、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、市道新神戸停車 場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市 道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方 面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六二 目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二 番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て 起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域、小野浜町(三番(臨港 地区内の区域であつて分区分が指定されていない区域に限る。))の区域及びこれに 隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町(一番に限る。)及び東川崎町一丁目 (九番に限る。)の区域</p>	<p>岡山駅 岡山市北東部の区域のうち、県道後楽園線と市道天神町六号線との交差点を起点とし、順次 周辺・同市道、市道蕃山町五号線、市道野田屋町十六号線、市道野田屋町十一号線、市道駅前町 表町地四号線、市道南方・柳町線、市道奉還町六十一号線、市道奉還町一線、市道奉還町四十 五号線、市道駅元町二号線、市道駅元町二十号線、市道駅元町十二号線、市道下石井三三 線、市道下石井十四号線、市道東島田町・下石井線、市道南方・柳町線、一般国道二号線、 市道本町・柳町線、市道東島田町・内山下線、市道富田町・富田線、市道田町一線、市 道田町二線、市道田町三線、市道田町八号線、一般国道五十三号線、市道柳町・表町 線、県道岡山吉井線及び県道後楽園線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域</p>	<p>広島都 広島市東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交 心地域 会点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、市道東五区百六十七号線、市道南一 松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南</p>
<p>三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一 区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道 中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、 市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般 国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前 吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、 市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一 区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十 四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南 三区二十七号線、市道広島島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一 区十二号線、猿猴川、市道広島島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の 南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、市道 広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西 日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百 三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、 市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区 四十号線を経て起点に至る線(市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南 一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあつては、その中心線とし、市道南一区二十三 号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。)で囲ま れた区域、同区西蟹屋三丁目(十五番に限る。)の区域並びにこれらの区域に介在する道路 の区域</p>	<p>福山駅 福山市の区域のうち、市道城見伏見一線線の東側端線と西日本旅客鉄道山陽本線の中心線 南地域 との交差点を起点とし、順次同鉄道の中心線、市道三之丸一線線の西側端線、市道西町三 之丸一線線の南側端線、市道東桜町三線線の西側端線、市道桜町線の中心線、市道福山駅 箕島線の中心線、市道福山駅手城線の南側端線及び市道城見伏見一線線の東側端線を経て 起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>高松駅 高松市の区域のうち、臨港道路玉藻地区玉藻一線線と市道浜ノ町錦町線との交差点を起点 周辺・とし、順次同市道、市道港頭五号線、市道瀬戸内町十一号線、市道瀬戸内町十三号線、市 丸亀町道瀬戸内町十二号線、市道浜ノ町中央線、市道高松海岸線、市道西の丸町八号線、市道高 松停車場栗林公園線、一般国道三十号線及び臨港道路玉藻地区玉藻一線線を経て起点に至 る道路の中心線で囲まれた区域、西内町(市道西内町兵庫町二線線以東の区域に限る。)及 び兵庫町(市道兵庫町鍛冶屋町線の中心線以西の区域に限る。)の区域並びに市道丸の内一 号線と市道高松港線との交差点を起点とし、順次同市道、市道兵庫町丸の内線、市道内町 百一線線、市道兵庫町鍛冶屋町線、一般国道十一号線、市道片原町古馬場線、市道片原町 沖松島線、市道片原町百一線線、市道内町三三線線及び市道丸の内一線線を経て起点に至る 道路の中心線(市道兵庫町丸の内線にあつては、その西側端線)で囲まれた区域</p>	<p>小倉駅 小倉市小倉北東部の区域のうち、市道浅野一線線と市道浅野三十二号線の北側端線との交 周辺地 会点を起点とし、順次同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅 野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線、市道浅野京町 一線線、市道室町一線線、市道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、紫川、市道砂 津城内一線線、市道京町十四号線、市道浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一 号線を経て起点に至る線(市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の道路又は河川 にあつては、その中心線)で囲まれた区域、浅野三丁目九番の区域並びにこれらの区域に 介在する道路の区域</p>	<p>介在する道路の区域</p>

<p>福岡箱 福岡市東区の区域のうち、市道管松百六十三号線の南側端線と宇美川の西側端線との交点を起点とし、順次同河川の西側端線、多々良川の西側端線、一般国道三号線の西側端線、市道箱崎久原線の南側端線、県道福岡直方線の南側端線、九州旅客鉄道鹿児島線の東側端線、市道箱崎百五十七号線の南側及び東側端線、市道管松百七十四号線の南側端線並びに市道管松百六十三号線の東側及び南側端線を経て起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>福岡香 福岡市東区の区域のうち、香椎駅第一丁目及び第二丁目、香椎駅東一丁目、千早四丁目及び椎・臨五丁目、水谷二丁目、松崎四丁目並びに名島二丁目から五丁目までの区域（香椎駅周辺土海東地区画整理事業及び香椎副都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）並びに千早六丁目、香椎団地並びに香椎浜三丁目及び四丁目の区域（福岡都市計画道路三・二・百九十一香椎アイランド線に相当する線以南で福岡都市計画道路三・五・百十五香椎浜線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>	<p>福岡都 福岡市中央区及び博多区の区域のうち、那珂川と市道千鳥橋唐人町線との交点を起点とし、順次同市道、市道那津千四百五十二号線、市道長浜千四百四十九号線、市道長浜博多駅一号线、市道長浜博多駅二号线、一般国道二百二号线、市道今泉七百十号線、市道菓院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十三号線、市道博多駅南二千四百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅南二千四百七十一号線、市道博多駅東二千五百七十七号線、市道博多駅山王線、市道博多駅東二千五百二十九号線、市道博多駅前線、市道博多駅前十号線、一般国道二百二号线、県道博多停車場線、県道博多港線、市道博多姪浜線及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線に囲まれた区域</p>	<p>福岡市博多区の区域のうち、港中A―十五臨港道路と海岸線との交点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、市道千鳥橋唐人町線、市道築港本町四百七十五号線、市道石城町四百八十七号線、市道A―五臨港道路、市道B―四臨港道路、港中A―十四臨港道路、市道B―七臨港道路、市道A―三臨港道路、港中A―十二臨港道路及び港中A―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）に囲まれた区域</p>	<p>長崎中 長崎市の区域のうち、市道新大工町西山一号线と市道馬町中川一号线との交点を起点とし、順次同市道、一般国道三十四号線、市道勝山町上町一号线、市道上町玉園町一号线、市道大黒町上町二号线、市道大黒町西坂町一号线、市道西坂町線、一般国道二百二号线、一般国道二百六号線、市道茂里町三号线、県道長崎式見港線、元船町七号臨港道路、北緯三二度四四分四三秒・六七東經一二九度五二分一四秒・五九の地点から北緯三二度四四分四一秒・九一東經一二九度五二分一四秒・六五の地点まで引いた線、臨港道路常盤元船線、梅ヶ崎・常盤町臨港道路、北緯三二度四四分一四秒・七八東經一二九度五二分一四秒・〇二の地点から北緯三二度四四分一三秒・八九東經一二九度五二分一〇秒・六四の地点まで及び同地点から北緯三二度四四分一三秒・三七東經一二九度五二分一〇秒・〇六の地点までそれぞれ引いた線、一般国道四百九十九号線、市道銅座町新地町一号线、市道新地町銅座町一号线、市道出島町籠町一号线、市道銅座町新地町一号线、市道浜町油屋町一号线、市道浜町伊勢町線、市道賑町鍛冶屋町一号线、市道浜町伊良林一号线、市道浜町伊勢町線、一般国道三十四号線並びに市道新大工町西山一号线を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）に囲まれた区域、元船町（県道長崎式見港線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに松が枝町、小曾根町及び浪の平町の区域（一般国道四百九十九号線の中心線以東の区域を除く。）</p>
--	---	--	--	---

<p>九号線、市道旭町八号、一般国道三百二十九号線及び市道泉崎西線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路にあつては、その中心線）に囲まれた区域</p>	<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p>	<p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日</p> <p>二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日</p> <p>三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日</p> <p>四 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日</p> <p>五 難波・湊町地域 平成十九年一月十五日</p> <p>六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日</p> <p>七 品川駅・田町駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日</p> <p>八 札幌都心地域及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月二十四日</p> <p>九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日</p> <p>十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 平成二十八年十月二日</p> <p>十一 大宮駅周辺地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域 平成二十九年五月二十一日</p> <p>十二 新宿駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域及び堺東駅西地域 平成三十年六月二十四日</p> <p>十三 枚方駅周辺地域 令和元年九月二十五日</p> <p>十四 仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域 令和二年五月二十日</p> <p>十五 松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 令和三年五月十三日</p> <p>十六 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日</p> <p>十七 新大阪駅周辺地域 令和四年七月三十一日</p> <p>十八 東京都心・臨海地域 令和五年五月十五日</p>	<p>（特定都市再生緊急整備地域）</p> <p>第二条 法第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。</p>	<p>名称 地域</p> <p>札幌 札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北八条線、市道西五丁目線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南三条線、市道西五丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、市道南一条線、市道東二丁目線、一般国道十二号線、一般国道五号線の東側端線、市道北五条線、市道東二丁目線、市道北六条線の南側端線、同区北五条東四丁目一番一及び同丁目一番五と同丁目一番六との境界線、同区北五条東五丁目一番三と同丁目一番二との境界線、市道北四・五条東五丁目線の西側端線、市道北四五中通線の西側端線、中央区北三条東五丁目五番六十七、同丁目五番六十、同丁目五番八十六、同丁目五番六十五、同丁目五番六十一、同丁目五番四十六、同丁目五番四十七、同丁目五番五及び同丁目五番九十一と同区北三条東三丁目五番三十九との境界線、市道北三条線の南側端線、市道北三東六中通線の東側端線、市道北四条線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の南側端線に相当する</p>
---	---	---	---	--

線、市道東九丁目南線の東側端線、市道北三条線の南側端線、同区北三条東十二丁目九十九番二丁目九十九番六及び同丁目九十九番三との境界線、同区北三条東十三丁目九十九番二と同丁目九十九番三及び同丁目九十九番六との境界線、市道北三条線の南側端線、同区北三条東十五丁目二百二十四番一と同区北三条東十四丁目二百八十四番五、同区北三条東十五丁目二百二十四番二、同丁目二百二十四番三及び同区北三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目二百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡道の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一十八番八と同区北五条東八丁目二百一十八番三との境界線、同区北六条東八丁目十二番五十八と同区北五条東八丁目一番四との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番六十八及び同丁目十五番六十九と同区北六条東四丁目一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十六、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目目線、一般道道花畔札幌線並びに市道東二丁目目線を経て起点に至る線（都市計画道路、主要市道真駒内篠路線、一般国道五号線、市道北六条線、市道北四・五条東五丁目目線、市道北四東五中通線、市道北三条線、市道北三東六中通線及び市道東九丁目南線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

仙台都 仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、市道名掛一丁一線と市道元寺小路福室心地域（その七）線との交差点を起点とし、順次同市道、市道元寺小路福室線、市道広瀬通二丁一線、市道国分町通線、市道青葉山線、市道晩翠通線、市道区画街路南三十六号線、北緯三八度一五三分〇秒・四七東経一四〇度五二二分二秒・〇四の地点から北緯三八度一五三分一〇秒・四七東経一四〇度五二二分一六秒・七九の地点まで引いた線、市道区画街路南三十八号線、市道南光院通線、青葉区一番町二丁目一番三と同丁目一番一、同丁目一番二及び同丁目一番五との境界線、一般国道二百八十六号線、市道柳町通一丁一線、市道愛宕上杉通二丁一線、市道中央一丁目西宮城野線、市道榴岡二丁一線、市道榴岡二丁目二丁一線、市道榴岡一丁一線及び市道名掛一丁一線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

羽田空 東京都大田区の区域のうち、東京都計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線と海老取川の東側端線との交差点を起点とし、順次同東側端線、多摩川の北側端線、川崎殿北緯三五度三二分四三秒・八〇東経一三九度四五分三一秒・六四の地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分二九秒・五一の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分二九秒・七一の地点までそれぞれ引いた線並びに同都市計画道路の南側端線に相当する線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

横 横濱市神奈川区の区域のうち、鶴屋町（市道青木浅間線以南の区域に限る。）及び金港町心・臨（一般国道一号线以西の区域に限る。）の区域
 横濱市西区の区域のうち、北幸一丁目及び二丁目、楠町（市道青木浅間線以东の区域に限る。）、浅間町（市道青木浅間線以东で県道横濱生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目及び二丁目、高島一丁目及び二丁目、平沼一丁目（県道横濱生田以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目（一番、二番、五番から七番まで、十番一、十一番一、十三番一及び十五番を除く。）、二丁目（一番、二番及び七番十を除く。）及び三丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以东の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域並びに横濱国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号线の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横濱港港湾計画に定める区域
 横濱市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以东の区域に限る。）、海岸通五丁目及び北仲通五丁目及び六丁目区域並びに本町五丁目及び六丁目区域（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）、
 横濱市中区の区域のうち、尾上町一丁目から三丁目まで、真砂町一丁目から三丁目まで、港町一丁目から三丁目まで、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）、蓬萊町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横濱駅根岸線以东の区域に限る。）並びに横濱公園の区域
 横濱市中区の区域のうち、北緯三五度二六分四二秒・四四東経一三九度三九分六秒・六七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二六分三九秒・四一東経一三九度三九分四秒・三〇の地点まで引いた線、市道山下本牧磯子線の中心線、市道山下町第三十八号線の西側端線、市道山下町第八十一号線の西側端線、市道山下町第八十二号線の西側端線、市道新港第七十九号線の南側端線、市道山下町第八十四号線の西側及び南側端線、新山下一丁目と山手町及び山下町との境界線並びに海岸線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

見 伏見区伊勢町通、市道本重町通、市道木挽町通、市道錦通、市道江川線、市道上笹島町線、栄市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、市道西第四十七号線、市道第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線、市道牧野第五十三号線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番一との境界線、同丁目五十一番一と同丁目五十一番八、同丁目六十番一十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、さしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三一丁一線、同区画道路九一丁一線、市道一三九度四五分三六秒・六八の地点までそれぞれ引いた線、多摩川の南側端線、市道殿町第二十二号線、同区殿町三丁目二十九番一と同丁目四百四番との境界線、市道殿町第四十号線、市道殿町第三十四号線、一般国道四百九号線、多摩運河の西側端線、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三二分二秒・〇四東経一三九度四五分三九秒・六四の地点から北緯三五度三二分三九秒・三〇東経一三九度四五分四八秒・八五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・三八東経一三九度四六分〇秒・〇三の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・九二東経一三九度四六分〇秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分五七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分〇秒・七二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

<p>道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道入江町通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p> <p>大 阪 大 阪 市 福 島 区 の 区 域 の うち、 福 島 六 丁 目 及 び 七 丁 目 の 区 域（大阪駅大深西地区土地区画整 理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当 する区域に限る。）</p> <p>島・ 御 大 阪 市 北 区 の 区 域 の うち、 豊 崎 六 丁 目 及 び 七 丁 目、 中 津 一 丁 目 及 び 三 丁 目 及 び 五 丁 堂 筋 周 目、 大 淀 中 一 丁 目 並 び に 大 淀 南 一 丁 目 の 区 域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄 道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路路四御堂筋線の東側端線に相当 する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。） 茶 屋 町 及 び 芝 田 一 丁 目 の 区 域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北 側端線との交差点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業 学 校 表 通 線 の 北 側 端 線、 芝 田 二 丁 目 及 び 大 深 町 一 丁 目 と の 境 界 線、 角 田 町 一 丁 目 及 び 芝 田 一 丁 目 及 び 茶 屋 町 と の 境 界 線 並 び に 市 道 梅 田 北 野 線 の 東 側 端 線 を 経 て 起 点 に 至 る 線 で 囲 ま れた区域に限る。） 大 深 町 の 区 域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東 地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号線の 区域を除く。）に限る。） 角 田 町 及 び 曾 根 崎 二 丁 目 の 区 域（市道梅田北野線、市道梅田善 源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。）並びに梅田一丁目、二丁目（西梅 田地区地区計画の区域に限る。）及び三丁目の区域</p> <p>大 阪 市 北 区 の 区 域 の うち、 中 之 島 二 丁 目 及 び 六 丁 目 及 び 七 丁 目 までの区域</p> <p>大 阪 市 中 央 区 の 区 域 の うち、 市 道 井 池 筋 線 と 府 道 石 切 大 阪 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 同 府 道、 一 般 国 道 二 十 五 号 線、 市 道 土 佐 堀 南 岸 線、 市 道 船 場 魚 佃 筋 線、 市 道 淡 路 町 線、 市 道 御 堂 裏 線、 府 道 大 阪 八 尾 線、 市 道 佐 野 屋 橋 筋 線、 市 道 玉 造 西 九 条 線、 市 道 豊 屋 町 線、 府 道 大 阪 八 尾 線、 市 道 井 池 筋 線 を 経 て 起 点 に 至 る 道 路 の 中 心 線 で 囲 ま れ た 区 域</p> <p>大 阪 市 住 之 江 区 の 区 域 の うち、 南 港 北 一 丁 目（一番から六番まで、七番十八、七番五十、 スモス七番六十二、九番、十七番、二十番、二十四番及び二十五番の区域、三十番及び三十一番 クエアの区域（コスモスクエア駅の南側端線以南の区域に限る。）並びに三十二番及び三十三番 駅 周 辺 の 区 域 並 び に こ れ ら の 区 域 に 隣 接 す る 道 路 の 区 域 を 除 く。）及 び 二 丁 目（一番に限る。）の 地 域</p> <p>神 戸 都 神 戸 市 中 央 区 の 区 域 の うち、 市 道 葦 合 南 百 四 十 三 号 線 と 市 道 若 菜 神 戸 駅 線 と の 交 会 点 を 起 心・ 臨 点 と し、 順 次 同 市 道、 市 道 葦 合 北 百 三 十 九 号 線、 市 道 葦 合 北 百 五 十 八 号 線、 県 道 新 神 戸 停 車 場 線、 市 道 生 田 筋 線、 市 道 若 菜 神 戸 駅 線、 市 道 東 車 筋 線、 市 道 花 時 計 線、 市 道 神 戸 方 面 第 三 百 三 十 号 線、 市 道 北 町 線、 市 道 葦 合 南 五 十 九 号 線、 市 道 磯 辺 線、 一 般 国 道 二 号 線、 市 道 葦 合 南 百 四 十 四 号 線、 市 道 六 甲 道 三 宮 線 及 び 市 道 葦 合 南 百 四 十 三 号 線 を 経 て 起 点 に 至 る 道 路 の 中 心 線 で 囲 ま れ た 区 域</p> <p>広 島 都 広 島 市 中 区 の うち、 市 道 中 一 区 九 十 八 号 線 と 市 道 中 一 区 中 広 宇 品 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 同 市 道、 市 道 中 一 区 百 一 十 二 号 線、 市 道 中 一 区 百 一 十 八 号 線、 市 道 中 一 区 百 一 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 百 一 十 六 号 線、 一 般 国 道 五 十 四 号 線、 市 道 中 一 区 百 一 十 九 号 線、 北 緯 三 三 四 度 二 分 三 十 秒・六 九 東 経 一 三 二 度 一 分 二 十 三 秒・一 二 二 の 地 点 から 北 緯 三 三 四 度 二 分 三 十 五 秒・七 〇 東 経 一 三 二 度 二 分 二 十 三 秒・三 一 の 地 点 まで、 同 地 点 から 北 緯 三 三 四 度 二 分 三 十 五 秒・六 七 東 経 一 三 二 度 二 分 一 十 五 秒・三 一 の 地 点 まで、 同 地 点 から 北 緯 三 三 四 度 二 分 三 十 五 秒・六 四 東 経 一 三 二 度 二 分 一 十 四 秒・七 五 の 地 点 まで 及 び 同 地 点 から 北 緯 三 三 四 度 二 分 三 十 五 秒・七 三 東 経 一 三 二 度 二 分 一 十 〇 秒・五 九 の 地 点 まで 各 々 引 いた 線 並 び に 同 地 点 まで 引 いた 線 を 延 長 し た 線、 旧 太 田 川、 一 般 国 道 百 八 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 百 一 十 五 号 線、 市 道 中 一 区 二 百 七 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 二 百 七 十 四 号 線、 一 般 国 道 五 十 四 号 線、 市 道 中 一 区 二 百 五 十 六 号 線、 市 道 中 一 区 御 幸 橋 三 篠 線、 市 道 中 一 区 駅 前 吉 島 線、 市 道 中 一 区 比 治 山</p>	<p>庚 午 線、 市 道 中 一 区 百 三 十 九 号 線、 市 道 中 一 区 百 六 十 六 号 線、 市 道 中 一 区 百 四 十 四 号 線、 市 道 中 一 区 百 五 十 九 号 線、 市 道 中 一 区 百 五 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 百 四 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 百 四 十 七 号 線、 市 道 中 一 区 百 四 十 一 号 線、 市 道 中 一 区 百 四 十 五 号 線、 市 道 中 一 区 百 三 十 四 号 線、 市 道 中 一 区 九 十 三 号 線、 市 道 中 一 区 百 八 号 線 並 び に 市 道 中 一 区 九 十 八 号 線 を 経 て 起 点 に 至 る 線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p> <p>広 島 市 東 区 及 び 南 区 の 区 域 の うち、 市 道 東 五 区 四 十 号 線 と 市 道 東 五 区 六 号 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 同 市 道、 市 道 東 五 区 百 九 十 一 号 線、 市 道 東 五 区 五 十 三 号 線、 市 道 東 五 区 三 十 八 号 線、 市 道 東 五 区 六 号 線、 市 道 東 五 区 百 九 十 二 号 線、 県 道 東 海 田 広 島 線、 市 道 南 一 区 松 原 京 橋 線、 猿 猴 川、 市 道 南 一 区 駅 前 吉 島 線 の 西 側 端 線、 市 道 南 三 区 中 広 宇 品 線、 市 道 南 三 区 三 号 線、 市 道 南 三 区 七 号 線、 市 道 南 三 区 二 号 線、 県 道 広 島 海 田 線、 市 道 南 三 区 十 三 号 線、 市 道 南 三 区 十 四 号 線、 市 道 南 三 区 二 十 五 号 線、 市 道 南 三 区 二 十 七 号 線、 県 道 広 島 海 田 線、 市 道 南 三 区 九 号 線、 市 道 南 三 区 中 広 宇 品 線、 市 道 南 一 区 十 二 号 線、 猿 猴 川、 県 道 広 島 海 田 線、 市 道 南 一 区 駅 前 大 州 線、 県 道 広 島 中 島 線、 市 道 東 五 区 百 三 十 八 号 線、 市 道 東 五 区 百 四 十 六 号 線、 県 道 東 海 田 広 島 線、 市 道 東 五 区 三 十 九 号 線 及 び 市 道 東 五 区 四 十 号 線 を 経 て 起 点 に 至 る 線（市道南一區駅前吉島線以外の道路又は河川にあつては、その中心線）で 囲 ま れ た 区 域</p> <p>福 岡 都 福 岡 市 中 央 区 の 区 域 の うち、 那 珂 川 と 市 道 博 多 姪 浜 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 同 市 道、 市 道 長 浜 博 多 駅 一 号 線、 市 道 長 浜 博 多 駅 二 号 線、 市 道 大 名 七 百 五 十 六 号 線、 市 道 大 名 七 百 五 十 七 号 線、 市 道 舞 鶴 薬 院（中一）線、 一 般 国 道 二 百 一 号 線、 市 道 今 泉 七 百 十 号 線、 市 道 薬 院 六 百 四 十 二 号 線、 市 道 博 多 草 草 ヶ 江 線、 市 道 春 吉 渡 通 線、 一 般 国 道 二 百 一 号 線、 薬 院 新 川 及 び 那 珂 川 を 経 て 起 点 に 至 る 道 路 又 は 河 川 の 中 心 線 で 囲 ま れ た 区 域</p> <p>福 岡 市 博 多 区 の 区 域 の うち、 市 道 博 多 多 野 二 千 五 百 一 十 九 号 線 と 市 道 博 多 多 野 前 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 同 市 道、 市 道 博 多 多 野 前 十 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 三 十 五 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 三 十 七 号 線、 市 道 御 供 所 井 尻 三 号 線、 市 道 博 多 多 野 草 草 ヶ 江 線、 市 道 博 多 多 野 前 八 十 八 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 九 十 一 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 八 十 九 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 九 十 二 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 九 十 号 線、 市 道 博 多 多 野 草 草 ヶ 江 線、 市 道 博 多 多 野 前 二 千 四 百 七 十 一 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 二 千 四 百 八 十 二 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 二 千 四 百 七 十 一 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 二 千 四 百 七 十 一 号 線、 市 道 博 多 多 野 前 二 千 四 百 八 十 二 号 線 及 び 市 道 博 多 多 野 前 二 千 五 百 一 十 九 号 線 を 経 て 起 点 に 至 る 道 路 の 中 心 線 で 囲 ま れ た 区 域</p> <p>福 岡 市 博 多 区 の 区 域 の うち、 港 中 A―十五 臨 港 道 路 と 海 岸 線 と の 交 会 点 を 起 点 と し、 順 次 海 岸 線、 那 珂 川 の 東 側 端 線、 港 博 B―九 臨 港 道 路、 港 博 A―七 臨 港 道 路、 市 道 築 港 本 町 四 百 八 十 一 号 線、 市 道 石 城 町 四 百 八 十 七 号 線、 市 道 A―五 臨 港 道 路、 市 道 B―四 臨 港 道 路、 港 中 A―十 四 臨 港 道 路、 市 道 B―七 臨 港 道 路、 市 道 A―三 臨 港 道 路、 港 中 A―十 二 臨 港 道 路 及 び 港 中 A―十 五 臨 港 道 路 を 経 て 起 点 に 至 る 線（道路にあつては、その中心線）で 囲ま れ た 区 域</p>
---	---

<p>備 考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区 画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む）、河 川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p> <p>一 大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日</p> <p>二 札幌都心地域 平成二十五年五月二十四日</p> <p>三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二 十六日</p> <p>四 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸都心・臨海地域 平成二十八年十月二日</p> <p>五 横浜都心・臨海地域 平成三十年六月二十四日</p> <p>六 仙台都心地域及び広島都心地域 令和二年五月二十日</p>	<p>附 則</p>
---	------------

- この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一四年一〇月二五日政令第三一八号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一五年七月一八日政令第三一一号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一六年五月二二日政令第一七五号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一七年一二月二八日政令第三八七号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成一九年二月二八日政令第三五号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二三年一二月二四日政令第三四六号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二四年一月二五日政令第一一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二五年七月二二日政令第二一六号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年七月二四日政令第二七六号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二八年一二月二四日政令第三五四号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年八月二二日政令第二一五号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年一月二四日政令第七号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年九月一六日政令第二八三号）
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
- 1
（経過措置）
2 この政令による改正前の第一条に規定する横浜山内ふ頭地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二一〇号）第六十条の二第二項から第五項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。
- 附則（令和三年九月一日政令第二四一号）
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
- 1
（経過措置）
2 この政令による改正前の第一条に規定する浜松駅周辺地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二一〇号）第六十条の二第二項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。

- 附則（令和四年五月二日政令第一八八号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（令和四年一〇月二八日政令第三三六号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（令和五年九月一日政令第二七一号）
この政令は、公布の日から施行する。